

1 議 事 日 程（5日目）

〔令和4年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

令和4年3月22日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第7号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第2 議案第8号 太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第9号 太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第10号 太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第11号 太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第6 議案第12号 太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第7 議案第13号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第8 議案第14号 太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第9 議案第15号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第10 議案第16号 太宰府市モーター類似施設建築規制条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第11 議案第17号 令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について（分割付託）
- 日程第12 議案第18号 令和3年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第13 議案第19号 令和3年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第14 議案第20号 令和4年度太宰府市一般会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第15 議案第21号 令和4年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第16 議案第22号 令和4年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について（予算特別委員会）
- 日程第17 議案第23号 令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について（予算特別委員

会)

- 日程第18 議案第24号 令和4年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第19 議案第25号 令和4年度太宰府市水道事業会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第20 議案第26号 令和4年度太宰府市下水道事業会計予算について(予算特別委員会)
- 日程第21 議案第27号 令和4年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について(予算特別委員会)
- 日程第22 議案第28号 令和3年度太宰府市一般会計補正予算(第10号)について
- 日程第23 議案第29号 令和4年度太宰府市一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第24 請願第1号 太宰府市議会と太宰府市民との意見交換会の開催に関する請願書(議会運営委員会)
- 日程第25 意見書第1号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書(環境厚生常任委員会)
- 日程第26 決議第2号 ワンヘルスの推進に関する決議
- 日程第27 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	タコスキッド 議員	2番	馬場 礼子 議員
3番	今 泉 義 文 議員	4番	森 田 正 嗣 議員
5番	宮 原 伸 一 議員	6番	入 江 寿 議員
7番	木 村 彰 人 議員	8番	徳 永 洋 介 議員
9番	船 越 隆 之 議員	10番	堺 剛 議員
11番	笠 利 毅 議員	12番	原 田 久美子 議員
13番	神 武 綾 議員	14番	陶 山 良 尚 議員
15番	小 畠 真由美 議員	16番	長谷川 公 成 議員
17番	橋 本 健 議員	18番	門 田 直 樹 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(13名)

市 長	楠 田 大 蔵	副 市 長	清 水 圭 輔
教 育 長	樋 田 京 子	総 務 部 長	山 浦 剛 志
総 務 部 経 営 企画担当理事	村 田 誠 英	市民生活部長	中 島 康 秀
健康福祉部長	田 中 縁	都市整備部長	高 原 清
都市整備部理事 兼総務部理事	山 崎 謙 悟	観光経済部長 兼国際・交流課長	東 谷 正 文
教 育 部 長	藤 井 泰 人	教 育 部 理 事	堀 浩 二
経営企画課長	佐 藤 政 吾		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 木村 幸代志

書記 平田 良富

書記 井手 梨紗子

議事課長 花田 善祐

書記 岡本 和大

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 議案第7号 市道路線の認定について

○議長（門田直樹議員） 日程第1、議案第7号「市道路線の認定について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 入江寿議員。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 建設経済常任委員会に付託されました議案第7号「市道路線の認定について」、主な審査内容と結果を報告いたします。

路線名秋山・雀田線は、石坂一丁目の宅地造成された延長43.02m、平均幅員4.43mの新設道路であり、太宰府市道路採納規程の基準に合う道路構造であることを現地検査し、適当であると認められたため、道路用地の寄附を受けて路線認定するものであると説明を受けました。

執行部からの説明の後、委員全員で現地調査を行い、道路状況の確認をしました。

委員から、現地調査時に側溝の隙間が気になったが、業者への指導はどうなるのかとの質疑があり、執行部から、施工方法を再度指導していくとの回答がありました。

そのほか質疑、討論を終え、採決の結果、議案第7号は委員全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第7号は可決されました。

〈可決 賛成17名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2から日程第4まで一括上程

○議長(門田直樹議員) お諮りします。

日程第2、議案第8号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」から日程第4、議案第10号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会副委員長 神武綾議員。

〔13番 神武綾議員 登壇〕

○13番(神武綾議員) 令和4年3月3日に開催された総務文教常任委員会に、太宰府市議会会議規則第90条に規定する、その他やむを得ない事情のため委員長が欠席しましたので、太宰府市議会委員会条例第9条第1項の規定により、副委員長の私が代わって委員長報告を行います。

議案第8号から議案第10号までについて、その主な審査内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第8号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」。

本条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う所要の規定の整理を行うものでありました。具体的には、個人情報保護制度に関わる法律の統合により、令和4年4月1日付で独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されるとともに、独立行政法人が所有する個人情報の保護に関する事項が個人情報の保護に関する法律において規定されることに伴い、本条例において該当法律を引用している規定の整理を行うものであるとの説明を受けました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第8号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」。

令和3年8月、人事院は国家公務員の給与の勧告を実施したが、国が令和3年12月支給の期

末手当の改正を見送ったのに合わせ、本市においても改正を見送っていた。今般、国が令和4年度以降支給分の期末手当を改正することとなったため、本市においても勧告に従い、改正するものであるとの説明を受けました。

委員からは、令和4年度の人事院勧告との兼ね合いで不都合が生じないのか。労使合意は取れているのかとの質疑がなされ、執行部からは、これまでも国の勧告に倣っていたので、仮にマイナス勧告が出たとしても、それに倣う予定である。また、昨年の秋闘交渉において労使合意したところであるとの回答がありました。

質疑を終え、討論では、今回の人事院勧告は、過去と比較すると、より具体的な内容が盛り込まれている。現在の公務員の労働環境ではいろいろな課題があるが、本市においても、若手職員がどんどん辞職したり病気休暇を取得したりすると本末転倒になると思うので、今後とも組合との交渉をしっかりとやっていくことを要望するとの賛成討論がありました。

採決の結果、議案第9号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、近年、全国的に消防団員の減少が続いていること。災害が多発化、激甚化する中で消防団員の役割が多様化し、負担も大きくなっていることから、消防団員の処遇改善が検討され、消防庁長官から非常勤消防団員の報酬等の基準が示されたことから、本市においても一般団員の年額報酬等を見直すとともに、新たに出勤報酬を創設するものであるとの説明を受けました。

委員からは、国が示す年額報酬及び出勤報酬と今回改正する金額が大きく乖離しているが、市の認識は。また、消防団員の人材不足の解消に向けた取組についてどのように考えていくのかなどの質疑がなされ、執行部からは、消防団長を含む役員等の報酬との調整が必要であり、今後、段階的に報酬の引上げを考えていきたいとは思っている。筑紫野太宰府消防本部の管轄内である筑紫野市の消防団との報酬の差があるので、まずは筑紫野市の消防団との報酬差額をなくすことで意欲の向上と団員の確保を図っていききたいと思っているなどの回答がありました。

その他質疑、討論を終え、採決の結果、議案第10号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第8号の副委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第9号の副委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第10号の副委員長報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第8号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号に対する副委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時10分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第9号「太宰府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 議案第9号について、反対の立場で討論をいたします。

今回の給与に関する条例の改正は、人事院勧告に基づいて職員のボーナス分を引き下げるという改正案になっております。人事院では、民間の給与との格差を狭めるというふうな議論の結果での提案ですけれども、公務員の給与が下がれば、中小企業者の給与にも影響が出ます。経済全体の負のスパイラルにも陥っていくことから、このことについては反対といたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号に対する副委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（門田直樹議員） 多数起立です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対1名 午前10時11分〉

○議長（門田直樹議員） 議案第10号「太宰府市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号に対する副委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時12分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5から日程第9まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第5、議案第11号「太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について」から日程第9、議案第15号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔15番 小島真由美議員 登壇〕

○15番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第11号から議案第15号までについて、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第11号「太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について」。

本条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律において、母子保健法第10条の2が加えられたことにより、児童及び妊産婦の福祉に関して必要な支援を行う拠点が新たに規定され、市町村は当該拠点を令和4年度中に設置するように努めなければならないこととされた。このことを受けて、本市においても子ども家庭総合支援拠点を開設し、太宰府市子育て支援センターが行う業務を追加するため、条例の一部を改正するものであるとの説明を受けました。

委員から、児童虐待対応の対象年齢及び職員の職種や配置内容はどうなるのか。また、さらなる予算の手当てや人員配置が必要なのではないのかなどの質疑がなされ、執行部より、児童の定義はゼロ歳から18歳に至るまでとなっている。また、職員体制は、子ども家庭支援員を2名と虐待対応専門員を1名配置するように考えているが、まずは現有の職員体制でやるよう

な形をつくっていきたいと考えているとの回答がなされました。

さらに、委員から、センターは直接の保護を行うのかなどの質疑がなされ、執行部より、センターは家庭総合支援拠点として、実情の把握、情報の提供、相談、それに調査、指導、連絡調整の業務を行い、保護に関しては県の児童相談所が担当するとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第11号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第13号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第14号「太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」は、改正内容及び理由が同じであるため、一括して報告いたします。

このたびの改正は、それぞれの医療費の第三者行為損害賠償求償事務について、医療保険が国民健康保険、後期高齢者医療保険、被用者保険の全てについて福岡県国民健康保険団体連合会において求償事務を実施していたところ、被用者保険については市が実施する必要性が生じたため、それぞれの条例の一部を改正するものである。改正の内容は、被用者保険加入者の第三者行為損害賠償求償事務を行うため、各条例の第10条を改正し、損害賠償請求権の代理取得の条文に変えるもので、第2項は、加入者が既に第三者から損害賠償を受けた場合の医療費支給の制限に関するものであるとの説明を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第12号、議案第13号及び議案第14号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」。

本条例は、コロナ禍における子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、令和3年度から本市において国に先行して既に実施している未就学児に係る国民健康保険税被保険者均等割額の5割軽減措置が、令和4年度から国の制度として導入されるため、条例の一部を改正する必要性が生じたものであるとの説明を受けました。

委員から、地方税法第703条の5には、低所得者世帯の負担能力を考慮して、政令で定める金額を超えない場合には、政令で定める基準に従い、当該市町村の条例で定めるとあるが、この軽減額の算定基礎は。また、市の負担分は。などの質疑がなされ、執行部より、算定基礎は地方税法第703条の5において、施行令第56項の89で定めている。また、市の負担は、令和4年2月末現在で対象世帯数335世帯、人数にして470名、軽減額にして403万7,300円となっているとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第15号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第11号から議案第15号についての報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第11号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第12号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第13号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第14号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第15号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第11号「太宰府市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時19分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第12号「太宰府市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時19分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第13号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時20分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第14号「太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時20分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第15号「太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第16号 太宰府市モーテル類似施設建築規制条例の一部を改正する条例について

○議長（門田直樹議員） 日程第10、議案第16号「太宰府市モーテル類似施設建築規制条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 入江寿議員。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 建設経済常任委員会に付託されました議案第16号「太宰府市モーテル類似施設建築規制条例の一部を改正する条例について」、主な審査内容と結果を報告いたします。

本条例は、青少年の健全育成と市民福祉の向上に寄与するため、モーテル類似施設の建築に関して必要な規制をすることを目的に制定されたものであります。見直しの必要性について検討した結果、福岡県条例でモーテル営業に該当するものは県内全域で規制されていることから、市の条例をより実態に合った「モーテル類似施設」から「ラブホテル類似施設」に名称変更するものであるとの説明を受けました。

委員から、市内でラブホテルを建築できる地域があるのかとの質疑があり、執行部から、福岡県の条例ではラブホテルが建築できるのは商業地域のみで、かつ公共施設、学校、福祉施設等から200mの範囲内には建築できないことになっている。本市の場合、太宰府駅の一部がその範囲から外れ、建築可能となるところがあるので、条例で規制して建築をできないようにするものであるとの回答がありました。

そのほか質疑、討論を終え、採決の結果、議案第16号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第16号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第17号 令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について

○議長（門田直樹議員） 日程第11、議案第17号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員会の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会副委員長 神武綾議員。

〔13番 神武綾議員 登壇〕

○13番（神武 綾議員） 各常任委員会に分割付託された議案第17号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については併せて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものとして、2款2項1目総合企画推進費のうち5,300万円の増額補正について。これは、年明け以降も想定を上回る寄附が寄せられ、今年度の寄附見込額が8億3,000万円を超過することから、必要経費として返礼品代やふるさと納税サイトへの委託料等を補正計上している。また、関連する歳入として、18款1項1目ふるさと太宰府応援寄附金を5,675万円増額補正し、合計8億8,675万円にするものであるとの説明がありました。

次に、10款2項1目小学校施設整備費8億4,873万8,000円の増額補正について。これは、国の令和4年度補助事業に要望していた水城西小学校教室4号棟のⅡ期工事及び給食室の大規模改造工事並びに水城小学校管理棟ほか改築工事関係の事業について、国の令和3年度補正予算（第1号）において前倒し事業として補助採択を受け、より有利な補助金、地方債を活用して実施可能となったことから補正計上している。関連する歳入として、15款2項7目学校施設環境改善交付金1億5,984万3,000円、19款1項1目公共施設整備基金繰入金1億4,000万円のうち1億1,000万円、22款1項5目小学校施設整備事業5億7,580万円を計上している。また、これらの予算額全額を繰り越すことから、繰越明許費補正として8億4,873万8,000円が計上されており、これに伴う地方債補正として小学校施設整備事業債5億7,580万円を追加しているとのことでした。

なお、本事業費を令和４年度から令和３年度に繰り上げることから、令和４年度当初予算に計上している関連予算を補正第１号にて減額するように提案しているとの説明がありました。

委員から、水城西小学校の給食室の大規模改造について、中学校給食を親子式で実施できないのかとの提案、議論がされてきたが、今回の改修においてその点は検討されたのか。水城小学校の改築について、アスベストの含有量測定や近隣住民への周知等はどうなっているのかなどの質疑がなされ、執行部からは、水城西小学校給食室については老朽化により改修が急務であったため、今回改修するものであるが、用地が狭い等の理由で拡張が難しいため、現在の衛生管理基準にのっとった形で小学校の給食の供給を中心に計画を進めている。水城小学校の改築については、過去にアスベスト対策を行っているが、今後の解体工事の際にも対応が必要になる。設計の中でも既に対応を見込んでおり、関係法令に沿って周知や対策を行いながら進めているところであるなどの回答がありました。

次に、歳入につきまして、19款１項１目財政調整資金繰入金3,508万1,000円の増額補正について。これは、今回の補正の財源調整として計上しており、令和３年度末の財政調整資金残高としては予算ベースで約27億7,331万9,000円となる予定であるとの説明がありました。

次に、第２表繰越明許費補正について、追加分８件が計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

その他審査についても款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠について質疑を行いました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第17号の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの副委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで総務文教常任委員会副委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔15番 小島真由美議員 登壇〕

○15番（小島真由美議員） 次に、議案第17号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については併せて説明を受け、審査を行いました。

当委員会所管分の主なものとしましては、歳出、２款４項１目の戸籍住民基本台帳費1,282万6,000円の増額補正について。このうち、社会保障・税番号制度システム委託料458万

7,000円の増額補正は、令和3年5月のデジタル社会形成整備法の施行に伴い、住民基本台帳法が改正され、マイナンバーカード保有者がオンラインで転出届及び転入予約を行えるようにすることで手続き時間の短縮やワンストップ化を図るという転入転出手続ワンストップ化事業のための住民記録システムの改修であり、財源は経費全額を国庫補助金で充当している。また、年度内に完了が見込まれないため、繰越明許として計上しているとの説明を受けました。

委員から、転入、転出の際に国民健康保険などとひもづけになっているようなところはワンストップになるのかななどの質疑がなされ、執行部より、市民課に届出を2回、転入、転出としなければいけなくなっていたのが、1度の訪問だけで済むという事業であるとの回答がなされました。

次に、3款1項4目の障がい者自立支援費4,600万円の増額補正について。これは、障がい者自立支援給付事業の介護・訓練等給付に係るサービスの利用件数が昨年度と比較して増加していることに伴い、扶助費を2,800万円増額補正するものである。主な要因は、サービス利用者の人数の増加に加え、行動援護及び就労継続支援関係のサービスの利用が増えていることである。また、障がい児通所支援給付関係費についても、介護・訓練等給付費と同様に、障がい児通所支援事業所の利用者数や利用者1人当たりの利用回数が見込み以上に増加しており、現予算では不足が生じることが見込まれるため、扶助費を1,800万円増額補正するものであるとの説明を受けました。

委員から、市の負担が右肩上がりに増えてきているが、それに対する考え方はなどの質疑がなされ、執行部より、障がい児の場合、予算は前年比で約25%増えており、来年度は審査のシステムを導入し、過大な請求がないように精査をしていきたいとの回答がなされました。

次に、3款2項児童福祉費の増額について。まず、保育士等処遇改善事業に係る増額補正については、昨年11月19日に政府において閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、新型コロナウイルス感染症への対応など最前線で働く保育士等の処遇改善のため、収入を3%程度引き上げるための措置を令和4年2月から前倒しで実施することとされたことを踏まえ、本市においても、保育現場に勤務する職員の方々の収入を引き上げるために必要な補助を実施するものである。対象となるのは、市内の私立認可保育所、小規模保育事業所、学童保育所に勤務する職員で、事業費は2月、3月の2か月分として787万8,000円を見込んでいるとの説明を受けました。

次に、保育所等整備交付金の減額補正については、当初予算において、本市の待機児童解消に向けた取組として令和3年度、令和4年度の2か年で定員120名の新設保育園を整備することとして、令和3年度分の整備交付金7,555万5,000円を計上していたが、建設地の地盤調査をしたところ、一部液状化が判明し、設計の見直しと建築確認等の手続きに時間を要したことから、着工時期を遅らせ、令和4年度の単年度事業にしたことに伴い、不用となった令和3年度分の整備交付金を減額補正するもの。なお、建物の構造を鉄骨造から木造に変更することで工期を短縮することが可能なため、令和5年4月の開園のスケジュールに支障はないとの説明を

受けました。

次に、学童保育所指定管理料の増額補正については、昨年8月に発出された緊急事態宣言を受け、小学校内における感染拡大防止を図るため、8月26日から10月4日までの間、市内の小学校において下校時間を早める措置が取られたことを受け、学童保育所の開所時間の前倒しにかかった経費を指定管理者に支払うものとの説明を受けました。

次に、第2表繰越明許費については、地球温暖化対策実行計画策定事業は、2050年の脱炭素社会の構築を見据えた本市の具体的な地域再エネ導入目標を盛り込んだ地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定するもので、計画は令和4年度中の完成を予定している。令和3年度は、地域再エネ導入目標設定作業の一部が完了し、49万5,000円の支払いを行い、残予算全額の666万6,000円の繰越明許をするものであるとの説明を受けました。

次に、第3表債務負担行為補正については、新型コロナウイルスワクチン接種の3回目の開始及び12歳以上、さらに5歳から11歳への接種対象年齢の拡大が3月から開始予定であり、令和4年9月30日まで接種期間が延長したことに伴い、令和4年度も接種に関わる事業を延長するために継続して契約の必要が生じたため、4月から9月までの6か月間の費用としてコールセンター業務委託料4,534万5,000円、会場運営委託料1億9,683万円、接種券印刷料450万円の債務負担行為補正を計上するものとの説明を受けました。

その他の審査についても款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第17号の環境厚生常任委員会所管分は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第17号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 入江寿議員。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 各常任委員会に分割付託されました議案第17号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について」の建設経済常任委員会所管分につきまして、その主な審査内容と結果を報告いたします。

初めに、6款1項5目農業用施設整備費6,897万円の増額補正について。これは、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の施行に基づき、ため池の劣化状況評価業務及び耐震診断業務の事業で、令和4年度の当初予算に計上する予定であったが、令和

3年11月に国の方針が決定し、国から令和4年度農村地域防災減災事業の前倒し依頼があり、令和3年度の事業とするための補正でありました。財源となる国庫補助金6,270万円が歳入に計上されており、その全額を令和4年度に繰り越す補正であるとも説明を受けました。

なお、対象となるため池は、劣化状況評価業務が23池、耐震診断業務が7池になるとのことでした。

委員から、防災重点農業用ため池50か所の調査、工事の進捗について質疑があり、執行部から、防災重点農業用ため池が50池ある中で改めて法ができた。今まで独自に市でやってきた分を控除した形になり、一部項目等が新たに加わったため、内容的には45池の劣化評価を行い、耐震関係は25池を対象とする予定であるとの説明がありました。

次に、第2表繰越明許費補正について、まず令和発祥の都太宰府「梅」プロジェクト推進事業330万円について。現在、全国的に著名な梅酒製造企業と連携した梅酒を製造し、全国に向けて情報発信することで、令和発祥の都太宰府の梅のさらなるブランディングと「梅」プロジェクトの認知度向上、また製造した梅酒をふるさと納税の返礼品とすることで税収及び経済効果の飛躍的向上を図る取組を行っている。この梅酒製造の取組は、当初は年度内の完成を予定していたが、連携先企業との協議で、より長い期間熟成させたほうが梅酒本来の深い味わいと芳醇な香りが得られるという提案があったことと、市制施行40周年が「梅」プロジェクトをさらにPRする絶好の機会であることなどにより、若干の諸経費を加味し、合計330万円を計上するものであるとの説明がありました。

委員から、より長い熟成期間と40周年記念に合わせるためとのことだが、間に合う予定なのかとの質疑があり、執行部から、現在の予定では秋頃の完成で進めているとの説明がありました。

次に、地下道排水ポンプ更新500万円について。これは、水城二丁目にある国道3号線の高架下、成屋形地下道排水ポンプ操作盤の更新工事に関する予算で、繰り越す理由は、半導体需要の急激な増加による世界的な半導体不足でメーカーの生産体制に大きな遅延が発生し、資材の納入に時間を要するためであるとの説明がありました。

委員から、地下道排水ポンプは現状は動いているのか。梅雨までに数か月あるが、見込みはどのくらいかとの質疑があり、執行部から、現状は動いているが、老朽化のため改修したほうがよいと判断し、予算化して進めていた。受注元、メーカーとの協議で梅雨前には必ずできると受けているため、問題ないと考えているとの説明がありました。

そのほか質疑、討論を終え、採決の結果、議案第17号の当委員会所管分につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長、副委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時43分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12と日程第13を一括上程

○議長(門田直樹議員) お諮りします。

日程第12、議案第18号「令和3年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び日程第13、議案第19号「令和3年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 入江寿議員。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番(入江 寿議員) 建設経済常任委員会に付託されました議案第18号及び議案第19号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

初めに、議案第18号「令和3年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」。

今回の補正内容は、新型コロナウイルス感染症が一時的に鎮静化した影響で在宅時間が減少し、使用水量が減少したことに伴う給水収益2,181万7,000円の減額。工事請負費等の支出減少に伴う収益的支出の消費税2,262万5,000円の増額。松川浄水場で実施予定であった耐震化工事を施設更新工事完了後の令和5年度以降に変更することから、その工事に対する資本的収入の国庫補助金319万円の減額。また、これに伴う資本的支出の浄水施設費3,629万円の減額と、福岡県が実施している令和3年度分の北谷ダムの堰堤改良事業費の減少に伴う小規模生活ダム事業費897万5,000円の負担金の減額であるとの説明がありました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第18号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号「令和3年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」。

太宰府市が加入している御笠川那珂川流域下水道及び宝満川上流流域下水道の維持管理負担金の剰余金精算金3,651万円の収益的収入と、これに伴い増加する消費税関連332万円の収益的支出が増加する補正でありました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第19号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第18号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第19号の委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第18号「令和3年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時47分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第19号「令和3年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前10時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14から日程第21まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第14、議案第20号「令和4年度太宰府市一般会計予算について」から日程第21、議案第27号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 3月定例会におきまして予算特別委員会に審査付託されました議案第20号「令和4年度太宰府市一般会計予算について」から議案第27号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」までは、2月25日、第1日目の予算特別委員会において市長あいさつ、三役退席の後、所管部長から各予算の概要説明を受け、2日目の3月15日及び3日目の3月16日に各部課長出席の下に審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

まず、市長の提案理由説明において、1月の内閣府月例経済報告によると、我が国の景気の状態は、新型コロナウイルス感染症の感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって景気が持ち直していくことが期待されるものの、感染症による影響など下振れリスクに十分注意する必要があるとされていること。また、総務省の令和4年度地方財政計画においては、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税を前年度比で3.5%増額するなど、一般財源総額について令和3年度を上回る63兆8,000億円を確保したとされている。そのような中、本市の令和4年度の予算は市制40周年未来チャレンジ予算と位置づけて提案したと表明されました。

歳入面では、コロナ禍であっても一定の経済活動が見込まれることなどから市税の増収を見込み、加えてふるさと納税を10億円に設定されるなど自主財源の確保に努め、併せて補助金、

基金、地方債の活用などで財源を捻出されたとのこと。歳出面では、財政需要の均衡を図りながら、コロナ対策、市民の生活基盤整備、子育てや教育環境整備、地域経済活性化など、目下の課題対応、未来を見据えた重点施策に取り組むとの説明を受けました。

委員会審査におきましては、令和4年度各会計予算書に計上された内容について、予算説明資料及び予算審査資料等を参考にしながら総務部長ほか各所管部長に全般的な概要説明を求め、さらに各委員からの質疑に対しましては所管の部課長より詳細な説明を受け、審査いたしました。

審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出していただきました執行部の皆様方には、日常において新型コロナウイルス感染症対策にご尽力いただきながらのご対応に改めて御礼申し上げます。

執行部におかれましては、予算審査の中で委員から出されました指摘、意見、要望などにつきまして十分検討いただき、適切な処理をなされますようお願いいたします。

なお、審査内容の詳細につきましては、委員全員で構成された委員会であることから、その内容についてここで逐一報告することは省略させていただきます。後日配付されます会議録でご確認をいただきたいと思います。

それでは初めに、議案第20号「令和4年度太宰府市一般会計予算について」報告いたします。

令和4年度の一般会計予算総額は290億3,684万円で、前年度予算と比較して35億307万円、13.7%の増となっています。

歳入歳出予算の審査後、債務負担行為、地方債、給与費明細書、諸調書についても詳細に審査を行いました。

質疑を終え、反対討論の後、委員会採決の結果、議案第20号は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号「令和4年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、議案第22号「令和4年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第23号「令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、議案第24号「令和4年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」の各特別会計予算について一括してご報告申し上げます。

各特別会計の予算審査の詳細については、一般会計と同様に、予算審査の会議録をご参照いただきたいと思います。

各特別会計予算について質疑、討論を終え、委員会採決の結果、議案第21号から議案第24号までは委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第25号「令和4年度太宰府市水道事業会計予算について」及び議案第26号「令和4年度太宰府市下水道事業会計予算について」一括して報告いたします。

なお、審査の詳細については、同様に、予算審査の会議録をご参照いただきたいと思います。

す。

質疑、討論を終え、委員会採決の結果、議案第25号及び議案第26号の各企業会計予算については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第27号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」報告いたします。

本案は、議案第20号と併せて審査を行いました。

なお、審査の詳細については、同様に、予算審査の会議録をご参照いただきたいと思います。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、議案第27号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第20号「令和4年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 議案第20号「令和4年度太宰府市一般会計予算について」、反対の立場で討論いたします。

市民の皆さんの暮らしは、新型コロナウイルス感染拡大での不安と困難な状況が続いており、特に経済的弱者である独り親家庭の母親、子どもたちへの心と体への影響が顕著だと感じます。そんな中、楠田市長2期目の市制40周年未来チャレンジ予算と銘打った予算が提出されました。市民の命と暮らしを守る地方自治体の役割を存分に発揮できる体制づくりと併せて、市民が納めた税金は市民のために還元される施策の構築を求めることから、3点について述べさせていただきます。

1点目、人権政策費についてです。1996年に国の同和行政を特別対策から一般対策に切り替えられてから26年になろうとしていますが、依然、運動団体補助金や地域対策費の老人医療費、介護サービス費は一部地域住民に対して支出され続けており、解消されていません。今、一部地域住民のみが家庭生活、学習などに厳しさを抱えているわけではありません。早急に解消して、市民全体の施策へと転換することを求めます。

2点目、職員の時間外手当についてです。令和3年度当初予算の倍額の2億円が計上されました。コロナ対策で、ワクチン接種事業、子育て世帯、非課税世帯への給付金事業対応などで長時間労働が増え、自治労連の実態調査で、いつどこで誰に過労死が発生してもおかしくないとの報告がされています。24時間365日、市民のために働くことには無理があります。職員自

身が健康に働き続けることが、市民の命と暮らしを守ることにつながります。職員の働き方改革に取り組み、未来に向かって施策を検討し、積み上げる作業を行える人員配置、またコロナ禍で経済的に厳しくなっている市民への雇用の提供体制、会計年度任用職員の正規職員化など、早急に検討すべきと考えます。

3点目、ふるさと納税についてです。この3年間で寄附額が4,000万円から20倍の8億円を超え、10億円を目指すとしています。ふるさとを思い、寄附する方、歴史と文化の町太宰府市を知っていただき、支援してくださる方に感謝するところではありますが、寄附金の使い方が予算配分上、一般財源化され、明確になっていません。ふるさと納税が好調で、寄附金により市民生活にも潤いが出ていること、6割の委託金が必要であることなど、市民からの理解を得るためにも使い道の明確化をすることは必須だと考えます。早急な改善を求めます。市民の願いに寄り添い、暮らし、福祉に役立てることを要望しておきます。

以上をもって令和4年度一般会計予算についての反対討論といたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

7 番木村彰人議員。

○7 番（木村彰人議員） 議案第20号「令和4年度太宰府市一般会計予算について」、賛成の立場で討論いたします。

楠田市政2期目の公約、課題解決先進都市を目指す、その初年度として積極的投資を行う市制40周年未来チャレンジ予算と位置づけられたのが今回の令和4年度一般会計予算です。我が会派未来のまちも、本市が先送りしてきた課題の解決を目指しており、市長の公約と新年度予算に大きな期待を抱いています。予算額は前年度比35億円、13%増の過去最大の予算規模となりましたが、果たして楠田市長の公約である課題解決につながるのか、今後も注視してまいります。

会派代表質問で、本市が先送りしてきた課題についてお尋ねしたところ、市民の声に真摯に耳を傾け、諸課題を先進的に解決していきたいと述べられ、残念ながら具体的な課題解決の言及はありませんでした。先送りしてきた課題の象徴である中学校完全給食は、給食改善研究委員会に46万円が計上され、ようやく緒に就いたばかり。先行きはいまだに不透明なままです。その他の諸課題についても、庁内プロジェクトチームを立ち上げて検討を行うと対応方針をざっくり述べられるにとどまり、やや物足りなさを感じています。

楠田市長と共にまちづくりを行う2期目を迎えるに当たり、私たち議員のみならず多くの太宰府市民が楠田市長に望むのは、本市が先送りしてきた課題に果敢に取り組む市長の姿ではないでしょうか。来る令和4年度が本市の課題解決元年になることを期待しまして、私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(門田直樹議員) 多数起立です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対1名 午前11時01分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第21号「令和4年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時02分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第22号「令和4年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時02分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第23号「令和4年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時03分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第24号「令和4年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時03分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第25号「令和4年度太宰府市水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時04分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第26号「令和4年度太宰府市下水道事業会計予算について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第26号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時04分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第27号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第27号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22と日程第23を一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第22、議案第28号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第10号）について」及び日程第23、議案第29号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） 令和4年太宰府市議会第1回定例会最終日を迎えまして、本日ご提案いたします案件は、補正予算2件の議案のご審議をお願いするものであります。

それでは、提案理由の説明をいたします。

議案第28号及び議案第29号を一括してご説明いたします。

最初に、議案第28号「令和3年度太宰府市一般会計補正予算（第10号）について」ご説明いたします。

今回の補正予算は、繰越明許費の追加を1件お願いするものであります。

内容といたしましては、現在実施しております子育て世帯への臨時特別給付金につきまして、令和4年4月1日以降の支給に関する取扱いが国から示され、一部繰り越す必要が生じたことによるものであります。

次に、議案第29号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」ご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ2億1,117万2,000円を追加し、予算総額を285億4,635万6,000円にお願いするものであります。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に係る緊急支援策に要する費用を計上しております。また、財源につきましても、おおむね新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で賄うものであります。

去る6日、福岡県ではまん延防止等重点措置は解除されたものの、その後1か月間は感染再拡大防止対策期間とされ、引き続き対策に努めることとされました。また、本市においても今なお陽性者数が高止まりしており、来年度以降も対策を万全にする必要があります。そこで、本市がいち早く取り組み、好評を得ております自宅療養者等への食料・生活物資支援事業をはじめ、長引くコロナ禍において困難を極める子育てを引き続き支援するための子育て応援キット配布事業や、ストレスによる免疫力低下で带状疱疹の発症リスクの増加が見込まれることから、早期予防を図るための予防接種費助成を予定しております。そのほかには、プレミアム付地域商品券の発行や観光客を誘致するための事業、また事業者への事業活動支援、さらには中央公民館を安心してご利用いただけるよう貸出用の空気清浄機を配備するなど、コロナの感染拡大防止に努めながらも、経済活動の活性化につなげるための事業を予定しております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時08分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後0時00分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

議案第28号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 議案第29号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第28号及び議案第29号は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

議案第28号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第28号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後0時00分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第29号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第29号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後0時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 請願第1号 太宰府市議会と太宰府市民との意見交換会の開催に関する請願書

○議長（門田直樹議員） 日程第24、請願第1号「太宰府市議会と太宰府市民との意見交換会の開催に関する請願書」を議題とします。

本案は議会運営委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 宮原伸一議員。

〔5番 宮原伸一議員 登壇〕

○5番（宮原伸一議員） 議会運営委員会に付託されました請願第1号「太宰府市議会と太宰府市

民との意見交換会の開催に関する請願書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

本請願の審査に当たっては、まず紹介議員である木村彰人議員から趣旨説明を受け、併せて質疑を行い、審査をしました。

討論では、請願の趣旨については理解するが、6月議会が開催される前だという文面については達成が厳しいと思われる、その点については賛同できないために、この請願については反対とする討論や、6月定例会が開催されるまでの期間に意見交換会の開催を求めているが、4月、5月は年度初めの行事も詰まっており、また3月定例会の新年度予算をはじめ各議案の報告準備にも時間を要するため、期間内の開催は困難である。太宰府市議会基本条例第4条第2項において、少なくとも年1回という文言を削除したのは、現状との乖離を正すことと、コロナとの共有を見詰め、あらゆる開催方法を選択していく意向であり、やらないのではなく、多様な方法を模索し、市民とのより活発な意見交換会を目指していくというのが本音である。よって、開催時期に関しては反対であり、この請願には賛成できないが、請願文中の、安心して生活できる豊かな太宰府市を実現していく上で市議会と市民との意見交換会は必要不可欠な機会である。このことは全く同じ認識である。コロナの状況によるが、年内に開催できるよう準備を進めていくとする討論。また、新型ウイルス、オミクロン株がいまだに収束する気配がない中、専門家会議でも年度末、年度初めに関しては第7波のおそれも指摘されて、慎重に協議していくべきであることから、非常にいい請願であると思うが、現時点では賛成することはできないとするなどの反対討論がありました。

一方、賛成討論では、既に意見交換会のやり方については議会でも議論していた中であり、6月までに開催してもらいたいという意見も確かに大事な意見と捉えさせていただきたい。ただ、高止まりするコロナ感染症の中で、開催の仕方については少人数の懇談形式でやるなど多様な考え方を受け入れていただくことを申し上げ、賛成討論とするものや、請願は議会が1回開催するという文言を削ったことに対する反応だと理解しており、実はそうでもないということをもっと議会側が示す機会が、この請願を契機に示すことができるのなら、そのほうがふさわしいという思いがある。なお、福岡県でコロナ感染危機が宣言されれば、それは完全にできない理由となとした賛成討論がありました。

採決の結果、請願第1号は賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

8 番徳永洋介議員。

○8 番（徳永洋介議員） 請願第 1 号「太宰府市議会と太宰府市民との意見交換会の開催に関する請願書」について、反対の立場で討論します。

各議員、請願に対していろいろな考えをお持ちと思います。私の考える請願とは、国民、市民が国または地方公共団体の機関に対して、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令、規則の制定、廃止、改正、その他の事項に関し、文書で希望を申し出ることだと考えます。

また、太宰府市議会基本条例第 4 条では、議会はその活動に関し、積極的に情報を発信するとともに、常に市民の意見や要望を把握し、議論に反映させなければならない。2 項では、議会は広報広聴の充実を図るため、市民との意見交換会を開催するものとなっています。さらに、太宰府市議会基本条例の一部を改正したとき、今後も太宰府市議会は毎年意見交換会を開催し、さらなる情報発信と広報広聴の充実に取り組み、より開かれた議会を目指してまいりますと議会で説明しています。

私は、今回の請願も議会も考えは同じであり、その目的は充実した市民との意見交換会の開催と考えます。太宰府市議会基本条例第 5 条 3 項では、議会は請願を貴重な意見と受け止め、その審議または審査において、請願者の要望があれば、その意見陳述の機会を設けるよう努めるものとなっています。目的が違えば、貴重な意見と受け止め、審議または審査することが必要です。請願の趣旨は、太宰府市議会と太宰府市民との意見交換の開催についてです。議会も同じ考えです。そこで、私としては矛盾を感じ、反対討論としました。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の状況の中、充実した市民との意見交換会を開催するためにはどうすればいいのか、早急にいろいろな意見を受け止め、共に考えるときだと思います。今後とも市民の皆様にはぜひ議会に対して貴重なご意見をしていただき、情報発信と広報広聴の充実に取り組み、より開かれた議会を目指すことが重要と考えます。

○議長（門田直樹議員） 1 番タコスキッド議員。

○1 番（タコスキッド議員） 賛成の立場より討論させていただきます。

請願第 1 号、6 月議会までの期間において、できる限り早期に市民との意見交換会をすることに賛成です。

賛成理由といたしましては、大きく 3 つです。

まず、1 つ目に、昨年 12 月より新体制となりました議会におきまして、コロナ禍による各行事の中止及び列席の自粛が多く、ホームページ、広報紙などへの掲載のみで 1 月議会、3 月議会と 2 つの議会が開催されている現状で、市民の皆様に公の場でのご挨拶がいまだにできていないことが挙げられます。画像で顔と名前を知っただけで、本市の中で市議を見かけたときに、果たして声をかけ、要望を伝えることができるのでしょうか。

そして、この状況、少なくとも 1 年のうちの半分、6 月議会までに改善しないのであれば、議会基本条例第 2 条にあります公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会運

営を目指すという条文に抵触するのではないのでしょうか。もし、11月開催となるのであれば、ほぼ1年間、つまり任期の4分の1、市民に開かれた議会であると言えないのではないのでしょうか。現状から申しまして、早急に、コロナ禍の市民の皆様の不安やストレス、身の回りの困り事など、積極的に要望を把握する必要があると考えます。

次に、2つ目に、先ほども第2条を引き合いに出させていただきましたが、議会基本条例の内容が挙げられます。前期の議会で議会基本条例の一部改正が行われ、第4条、情報発信及び広聴広報の充実の第2項にありました「最低でも年に1回は市民との意見交換会を開催するものとする」から「最低でも年に1回は」という部分を削除されたということですが、改正理由の中に、現在ではオンラインによる意見交換会など多様な選択肢が現実のものとなっています。旧来の会場での対面による意見交換会のやり方に縛られる必要がなくなり、回数についても、少なくとも年に1回はという制限にとらわれず、議会として時代に即した方法や頻度で意見交換会をするために今回の条例改正を提案しますとあります。

つまり、多様な開催方法を用いて制限にとらわれない頻度で開催するために現在の議会基本条例があるのであるならば、6月議会までの開催が困難である理由はないのではないかと考えますし、議会基本条例から一部抜粋させていただきますと、太宰府市民の負託に応え、安心して生活できる豊かな太宰府市の実現に寄与することを目的とする。議会は、市民を代表する議員で構成される議決機関であることを常に自覚し、公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会運営を目指すものとする。議会は、市民の多様な意見や要望を把握し、政策形成に適切に反映させるため、政策提言、政策立案等の機能強化に努めるものとする。議会は、市民に対して、議会の議決、審査または議会活動について、その経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。議員は、市民の多様な意見や要望を的確に把握することに努めるとともに、議論に反映することにより市民全体としての福祉向上を目指すものとする。議員は、自ら議会活動について市民に対し説明する責任を果たすものとする。情報発信及び広報広聴の充実。議会は、その活動に関し、積極的に情報発信するとともに、常に市民の意見や要望を把握し、議論に反映させなければならない。議会は、広報広聴の充実を図るため、市民との意見交換会を開催するものとする。議会は、請願を貴重な意見と受け止め、その審議または審査において、請願者の要望があれば、その意見陳述の機会を設けるよう努めるものとする、幾度も繰り返し、市民との対話の重要性が示されています。このことから、条例を改正してから初となる意見交換会の開催は早急に開催するべきであると考えます。

最後になりますが、賛成の一番の大きな理由としましては、請願の中に、6月議会までの間にできる限り早期に開催してほしいとありますが、対面で、や開催規模などについては触れられておりません。であれば、ズームなどを利用したオンライン開催、議員を6人ずつ3班に分けての小規模開催など様々な工夫をすることにより、短い準備期間での開催は技術的に可能でありますので、それを否定することは議会基本条例に抵触するばかりか、開催のための努力を行う気がないと判断され、市民からの信頼を失墜させる行為なのではないのでしょうか。

以上3点、賛成理由を述べさせていただきました。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 請願第1号「太宰府市議会と太宰府市民との意見交換会の開催に関する請願書」について、賛成の立場で討論いたします。

提案者であるだざいふ市民会議の皆様から請願提出のご相談をいただき、願意に賛同するとともに、請願の紹介議員をお引き受けした理由としては次の3点です。

1点目、ずばり太宰府市議会に向けられた請願であること。一般的に、請願の願い先、向かう方向としては、市執行部に向けられるものと、太宰府市議会においては極めてまれですが、議会に向けられるものになります。そして、この請願は、ずばり太宰府市議会そのものに向けられた請願です。市民にとってはまだまだ認知度が低い意見交換会の開催を心待ちにされる、誠にありがたい意見を大切にすべきと考えます。

2点目、何より請願の内容が具体的かつ有意であり、実現性が高いこと。市民との意見交換会の早期開催を求めるという簡潔明瞭な内容に貴重な民意が含まれており、議会の頑張りいかなではありますが、実現性が高い請願であると考えます。厳しい準備期間についても、我々の創意工夫で乗り越えられるのではないのでしょうか。

3点目、この請願は太宰府市議会としての民意に対する考え、姿勢を問うものであること。議会基本条例には次のようにうたわれています。第3条、議員は市民の多様な意見や要望を的確に把握することに努める。第4条第2項、議会は広報広聴の充実を図るため、市民との意見交換会を開催する。第5条、議会は請願を貴重な意見と受け止めるとあります。意見交換会は、広く市民の声を集める議会の手段ですが、一方、請願は、市民の声を直接議会に届ける市民の手段になります。意見交換会とともに、請願で寄せられた市民の声である民意についても大切にすべきと考えます。

以上述べました3つの理由とともに、この請願は、ずばり太宰府市議会に向けられた請願であるとともに我々議員一人一人に対する市民の問いかけでもあることを申し添えまして、私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

9番舩越隆之議員。

○9番（舩越隆之議員） 請願第1号について、会派新風を代表して反対の立場で討論いたします。

請願第1号は、3月定例会が閉会后、6月定例会が開催されるまでの期間に意見交換会の開催を求めています。つまり、4月か5月かということです。太宰府市議会意見交換会は、平成26年の第1回から令和元年の第6回まで開催されましたが、議会解散による中止を経て平成30年臨時開催した第4回を除き、いずれも11月に開催しています。11月の開催は、行事日程や気候、災害時の対応等を十分考慮したものです。また、9月定例会における前年度各会計決算

審査の報告も行うことができます。その上、4月においては年度初めで行事が詰まっており、事務局職員を含む議会全体で行う意見交換会は日程上、ちょっと無理があります。5月開催についても、3月定例会審議結果、その整理、確認や新年度予算をはじめ各議案の報告準備に時間を要し、月内の開催は困難であります。

加えて、新型コロナウイルス感染症は依然として収束の見通しがない状況であり、市民と太宰府市議会意見交換会も感染拡大防止を考慮し、令和2年度から開催を見送っています。これまでの状況を鑑みて、今から急速に事態が好転するとは考えられません。現在でも感染再拡大防止対策期間中であり、多数が集まり意見を交換することは、今、慎重であるべきと考えます。

次に、太宰府市議会基本条例第4条第2項について、少なくとも年に1回という文言を削除したのは、現状との乖離を正すことと、コロナとの共存を見詰め、あらゆる開催方法を選択していく意思であります。やらないというわけではありません。多様な方法を模索し、市民とのより活発な意見交換を目指してまいりたいと思います。

以上のとおり、開催時期に関しましては反対であり、この請願には賛成できませんが、文中の、安心して生活できる豊かな太宰府市を実現していく上で市議会と市民の意見交換会は必要不可欠な機会であることは全く同じ認識であります。新型コロナ感染症の状況にもよりますが、年内に開催できるよう準備を進めてまいりたいと思います。

以上をもちまして反対の討論といたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） 会派幸光を代表いたしまして、請願第1号に対して反対の立場から討論をいたします。

請願内容については、6月議会が開催されるまでの期間においてできる限り早期に意見交換を開催することとあり、このことについては、今後の議会行事等を考えた場合、この時期に開催するまでには非常に厳しい状況であると考え、請願の趣旨については理解をいたしますが、6月議会が開催されるまでにという部分については達成が厳しいかと考え、その点については賛同できないため、この請願については反対したいと思います。

しかしながら、私たち議員も早急に意見交換会を開催すべきという点では認識を共有していると思っております。そして、議会でも意見交換会に向けて既に準備に入っていたところであり、今後、実施時期や方法、内容等について検討していく予定であります。6月までに開催できなくても、またどのような実施方法になるにせよ、必ず市民の皆様と有意義な意見交換ができるように、私ども会派も開催に向け努力していく所存であります。その点については請願者の皆様にもご理解いただければと思っております。

以上のことから、請願第1号については、同会派の陶山良尚議員と原田久美子議員と共に反対をいたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） 賛成の立場で申し上げます。

今回の請願は、議会と市民の皆様との意見交換会開催に関する事項であり、実施するに当たっては全議員同意されているところであると認識いたしております。ただ、6月までの開催実施の方法、内容については、コロナ禍の市政状況を鑑み、今までのような一堂に会しての開催は困難な側面もあります。つきましては、できるだけ早期開催に向けた内容を含めた上で、議会において今後も協議を重ねて検討を要するものと考えます。

以上のことを踏まえて、是々非々の立場で賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 賛成の立場で討論いたします。

ここまでの議論を聞いて判断することなんですけれども、まず昨年、条例が改正されたことによって、意見交換会に関して、時期、方法、内容等については前例にとられる必要はなくなっていると考えるべきだと思います。請願の趣旨ですが、条例の改正の趣旨とも合致しているということは反対討論をされた方々も述べられていたとおりで、その限りでは趣旨において反対する理由はない。時期に関して、無理だから反対だというのが主な理由になっているかと思いますが、条例改正から既に半年がたっていることを思うならば、かつ最初に述べたように、方法等について前例に必ずしもとられる必要がないということを私たち議会自ら表明していることを思うならば、6月、確かに困難はあるかもしれませんが、実現するように努力すべきであると考えます。

また、請願というのは通常、行政の執行サイドのほうに向けて、議会が考えて判断するという形を取ることが多いかとは思いますが、今回、我々自身が当事者ということです。仮に、行政の事情を鑑みて実現が厳しいと思ったから、じゃあ反対するかということ、市民のためになると思うならば、その場合、議会は、いや、それでもやりなさいという判断をすることがあり得ると思っています。当事者と議決、判断する我々がたまたま今回については一致するわけなんですけれども、たとえ一致したとしても、その判断、何々すべきということと、できるかできないかということは分けて考えることは可能だし、考えるべきだと思います。

それらの点を踏まえ、私は賛成したいと思います。

○議長（門田直樹議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択です。本案を採択とすることに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

○議長（門田直樹議員） 少数起立です。

よって、請願第1号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成8名、反対9名 午後0時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 意見書第1号 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

○議長（門田直樹議員） 日程第25、意見書第1号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔15番 小島真由美議員 登壇〕

○15番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第1号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見、討論はなく、採決の結果、意見書第1号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後0時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第26 決議第2号 ワンヘルスの推進に関する決議

○議長（門田直樹議員） 日程第26、決議第2号「ワンヘルスの推進に関する決議」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

14番陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 決議第2号「ワンヘルスの推進に関する決議」について提案理由の説明を申し上げます。

この決議は、環境まちづくりに先駆的に取り組んでいる本市にワンヘルス取組の充実を求めることにより、福岡県のワンヘルス推進に資するためのものです。

提出者は、私、陶山良尚。賛成者は、太宰府市議会の全議員です。

決議文の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

ワンヘルスの推進に関する決議。

新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に全世界に蔓延し、パンデミックとなって人類を恐怖と混乱に陥れ、今なお世界経済と人々の生活に甚大な影響を与え続けている。この感染症は、人の感染症の中で約6割を占める人獣共通感染症の一つであり、人獣共通感染症は、人口増加、森林開発や農地化等の土地利用の変化、これらに伴う生態系の劣化や気候変動等によって動物と人との関係性が変化したために、もともと野生動物が持っていた病原体が様々なプロセスを経て人にも感染するようになったとされている。

このような状況から、人と動物の健康及び環境の健全性は1つのものとして捉え、それぞれが直面している様々な課題に対して、医師や獣医師、研究者だけでなく、行政や企業、市民も一緒になって解決していこうというワンヘルスの理念が世界中で広がりを見せている。特に、福岡県では、平成28年に開催された世界獣医師会と世界医師会によるワンヘルス国際会議において、ワンヘルスの理念から実践に移行させる礎となる福岡宣言が採択された。さらに、令和3年1月には福岡県ワンヘルス推進基本条例が公布施行され、この条例では、人獣共通感染症対策や人と動物の共生社会づくりなど、人と動物の健康及び環境の健全性を一体的に守るための6つの課題について取組の基本方針を定めており、これを具体化するための県行動計画の策定も進められている。

悠久の歴史と豊かな自然環境を有する本市は、市内に広域に分布する史跡や文化財の保護に努めるとともに、平成2年に太宰府市環境基本条例を他市に先駆けて制定したほか、令和3年6月には、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を県内で8番目に宣言するなど、生物多様性の保全、地球温暖化対策をはじめとする環境まちづくりに先駆的に取り組んでいる。これは、人と動物の健康と環境の健全性を一体的に守るワンヘルスの取組の一つであり、この本市の取組を一層充実させることにより福岡県のワンヘルスの推進に協力していくべきである。

よって、本市議会は本市に対し、福岡県で制定された福岡県ワンヘルス推進基本条例の具現化を図るために下記の事項に取り組むよう、次の措置を講ずるよう強く求める。

1、ワンヘルス実践の基本方針を具体化する福岡県行動計画に連携、協力すること。

2、市民へのワンヘルスの周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し、必要な支援を行うこと。

3、自然との触れ合いを通じて、ワンヘルスに係る活動や行動を学び、体験することができるワンヘルスの森、福岡県立四王寺県民の森の利用促進に協力すること。

これで提案理由の説明を終わります。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

決議第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、決議第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午後0時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 閉会中の継続調査申し出について

○議長（門田直樹議員） 日程第27、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会から、太宰府市議会会議規則第110条の規定により継続調査についての申出がっております。

お諮りします。

それぞれの申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして令和4年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、令和4年太宰府市議会第1回定例会を閉会します。

閉会 午後0時33分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和4年5月16日

太宰府市議会議長 門 田 直 樹

会議録署名議員 宮 原 伸 一

会議録署名議員 入 江 寿